

## 5 災害に強いまちづくり計画



共通

施策 9-2-⑬

国・他の自治体・関係機関等との連携強化

### 【取組の概要】

地方公共団体は、大規模災害になるほど物資・職員が不足するため、同時被災の可能性が低い遠隔地の地方公共団体や、海側の地方公共団体と山間部の地方公共団体等との協定を締結することが有効です。また、国、自衛隊、消防、警察等との連携が必要です。

### 【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・協定を結んでいる地方公共団体との職員交流や防災訓練の合同実施などで、通常時からの「顔の見える」結びつきが重要です。
- ・災害時における国、自衛隊、消防、警察等との連携のためには、合同訓練や情報交換等の実施により、平常時から顔と顔を突き合わせた付き合いが必要です。
- ・他の地方公共団体との災害協定等の締結に当たっては、周辺の地方公共団体だけでなく、同時に被災する可能性の少ない遠方の地方公共団体との協定を検討することも効果的です。
- ・関係機関等との協定により、被災状況の情報収集等を行う際には、情報の輻輳が懸念されるため、信頼のできる情報の収集体制を構築しておくことが重要です。

### 被災地からの声

- ・市長が発災前から色々な自治体と姉妹都市提携を結んだり、様々な会合などに積極的に参加したりしてきたことで、災害時の支援活動につながったと感じている。日常から交流を持っておくことで、自治体の中から支援先に選ばれる必然性が生まれてくる。
- ・災害時にはマンパワーの不足が切実な問題であり、他の自治体と災害協定等を結んでおき、支援体制を構築しておくことが重要であると考えている。

### 【事例】

#### ○四国・中国地方9県によるカウンターパート方式導入

##### ・カウンターパート方式の導入

- ・四国・中国地方の9県は、平成23年11月21日に大規模災害発生時にあらかじめ決まった県同士で相互支援する「カウンターパート方式」導入に合意しました。
- ・各県の組み合わせは、香川ー岡山、徳島ー鳥取、愛媛ー広島、高知ー島根・山口です。

## 5 災害に強いまちづくり計画



### ○香南市の取組み

#### ・地方公共団体との広域災害ネットワークを整備

- ・香南市を含め 18 府県 19 市町の地方自治体と災害発生時に支援しあう協定を結んでいます（平成 25 年 1 月 31 日現在）。

泉大津市（大阪）、甲府市（山梨）、可児市（岐阜）、磐田市（静岡）、刈谷市（愛知）、亀山市（三重）、野洲市（滋賀）、八幡市（京都）、高砂市（兵庫）、大和郡山市（奈良）、橋本市（和歌山）、玉野市（岡山）、益田市（島根）、柳井市（山口）、行橋市（福岡）、苅田町（福岡）、神崎市（佐賀）、日向市（宮崎）

- ・「顔の見える」を合言葉に職員交流や防災訓練を実施しています。



広域災害ネットワーク自治体参加の合同防災訓練

### ○中土佐町及び美波町の取組み

#### ・広域連携や遠地の地方公共団体との協定

（中土佐町）

- ・中土佐町は、大規模災害時の対応を見据え、様々な自治体との連携に取り組んでいます。

#### 【高幡圏域における広域避難に関する協定書】（平成 27 年 4 月 10 日）

- ・高幡圏域市町（須崎市、四万十町、中土佐町、津野町、禰原町）において、南海トラフ地震等の大規模な災害時の広域避難（市町村域を越えた避難）が円滑に行われるよう、協定の締結を行っています。
- ・協定書では、広域避難にかかる手続き等が示されており、中土佐町は四万十町に支援を受けることとなっています。

（美波町）

- ・美波町は阿南市福井町（平成 29 年 6 月 29 日締結）や那賀町（平成 30 年 4 月 12 日締結）と地震等による大規模な災害が発生した場合に、避難所の開設及び避難者の受け入れ等に関し、相互に協力する協定をそれぞれ締結しています。
- ・これらの協定により、どちらかの町が地震や風水害などで被災した場合、当該町が指定する避難所を開設し、避難者の受入れを行うとともに、施設の不足が生じる場合は、利用可能な施設を提供するよう協力します。

## 5 災害に強いまちづくり計画



### ○国土交通省の取組み（災害対策車両・排水ポンプ車の派遣）

- 国土交通省は、災害発生時の被災地支援を行っています。東日本大震災では、仙台空港北部（宮城県名取市）において、国土交通省が全国に配置している排水ポンプ車を集め、名取川河口から阿武隈川河口の広範囲な湛水区域において、平成23年3月17日から排水を重点的、機動的に実施しました。1週間の緊急排水で水位が低下したことによって、陸上自衛隊の捜索活動が開始されました。



名取市での排水支援

### ○国土交通省四国地方整備局の取組み（災害対策用機械の自治体等支援）

- 地方自治体等より、災害対策用機械の出動要請があれば、下記の出動手続きフローに基づき、出動します。
- また、本局が所有する「災害対策用機械の事務所別配置状況」は下記のとおりです。

#### 災害対策用機械の自治体等支援における出動手続きフロー



#### 災害対策用機械事務所別配置表

災害対策用機械名	規格	配置事務所										計
		徳島	高松	香川	岡山	広島	山口	福岡	佐賀	熊本	鹿児島	
排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min. 軽水中ポンプ	3	1	2	2	3	3	2	1	1	1	17
	30m <sup>3</sup> /min. 水中ポンプ	1				1	1				3	
	30m <sup>3</sup> /min. 水中ポンプ	1				1	1				3	
	60m <sup>3</sup> /min. 水中ポンプ	2				1	1				4	
	150m <sup>3</sup> /min. 水中ポンプ	1	1			1	1			1	5	
照明車	2kW×4灯 10.1m	1	1			1	1				4	
	2kW×6灯 (ITV付) 20.3m	5	1	2	3	3	2	2	3	2	23	
応急組立橋	トラス1車線 30m				1				1		2	
	トラス2車線 40m				1						1	
	トラス2車線 50m								1		1	
搬送運搬車	RV型								1	1	2	
対策本部車	トラック型	1			1			1	1	1	5	
	拡幅型				1				1	1	3	
待機支援車	バス型 ベッド数4	1	1		1				2	1	6	
	トラック型 ベッド数8					1			1		2	
標識車	LED昇降式	1	1	1	1			1	1	6		
橋梁点検車	バケット式									1	1	
土のう造成機	自走式								1	1	2	
熱気通風機設置装置	バックホウ用								1		1	
バックホウ	後方起小断面型 遠隔操縦式									1	1	
	分解型 遠隔操縦式									1	1	
小径クローラークレーン	自立分解仕様									1	1	
	分解仕様									1	1	
ヘリコプター	B人乗り							1			1	
<b>合計</b>	<b>台数</b>										<b>95台</b>	

平成24年3月31日現在